（別紙44）

認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書

（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

事 業 所 名	
異動等区分	□ 1　新規　　□ 2　変更　　□ 3　終了
事業所等の区分	□ 1　小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2　看護小規模多機能型居宅介護事業所

	有 ・ 無
1．認知症加算（Ⅰ）に係る届出内容 (1) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	□ ・ □
(2) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	□ ・ □
(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している	□ ・ □
(4) 事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	□ ・ □
2．認知症加算（Ⅱ）に係る届出内容 (1) 認知症加算（Ⅰ）の(1)・(2)の基準のいずれにも該当している ※認知症加算（Ⅰ）に係る届出内容(1)・(2)も記入すること。	□ ・ □

認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人

【参考】

日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数
20人未満	１以上
20以上30未満	２以上
30以上40未満	３以上
40以上50未満	４以上
50以上60未満	５以上
60以上70未満	６以上
～	～

備考１　要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考２　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修：①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）

備考３　認知症加算（Ⅰ）の算定にあっては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を１名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ１名配置したことになる。